

社会教育委員設置条例の制定について

社会教育委員設置条例を別紙のように定める。

平成26年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の改正に伴い、社会教育委員の委嘱に係る基準を新たに定めるとともに、その他社会教育委員に関し必要な規定を整備するため。

## 社会教育委員設置条例

社会教育委員設置条例（昭和25年松戸市条例第1号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委員）

第2条 委員の定数は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員のうちから委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員に関する事務を総理し、委員を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員の組織及び会議の運営に関し必要な事項は、委員の意見を聴いて教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。